

改 正 後			現 行		
別添 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領			別添 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領		
目次～第18（略）			目次～第18（略）		
別紙 1（略）～別紙 3（略）			別紙 1（略）～別紙 3（略）		
第 1 号様式（略）			第 1 号様式（略）		
第 2 号様式の 1（諸元表例）（用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。）			第 2 号様式の 1（諸元表例）（用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。）		
1.～5.3.（略）			1.～5.3.（略）		
6.	緩衝装置 Suspension		6.	緩衝装置 Suspension	
6.2.	各車軸又はホイールにおける緩衝装置の形式と設計 Type and design of the suspension of each axle or group of axles or wheel	前： Front	6.2.	各車軸又はホイールにおける緩衝装置の形式と設計 Type and design of the suspension of each axle or group of axles or wheel	前： Front
		後： Rear			後： Rear
6.2.1.	レベル調整：有／無 Level adjustment: yes/no		6.2.1.	レベル調整：有／無 Level adjustment: yes/no	
6.2.3.	駆動車軸用空気ばね：有／無 Air-suspension for driving axle(s): yes/no	前： Front	6.2.3.	駆動車軸用空気ばね：有／無 Air-suspension for driving axle(s): yes/no	前： Front
		後： Rear			後： Rear
<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>6.2.3.1.</u>	<u>駆動車軸用の空気ばね以外のばねの有無</u> <u>Suspension of driving axle(s) equivalent to air-suspension: yes/no</u>	<u>前：</u> <u>Front</u>
		<u>（削除）</u>			<u>後：</u>

6.2.4.	非駆動車軸用空気ばね：有／無 Air-suspension for non-driving axle(s)：yes/no	前： Front
		後： Rear
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
		<u>(削除)</u>
6.6.1.～17. (略)		
性能 (略)		
自動車の構造等 (追加項目) (略)		
備考 (略)		

第2号様式の2～第3号様式 (略)

別記様式 (特定共通構造部 (多仕様自動車) の範囲) (用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。)

特定共通構造部の名称及び型式：(例) ニッポン ABC123

	特定共通構造部 審査試験項目に 対応する保安基 準等	審査対 象	チェック欄				詳 細 説 明
			(車名及び型式) ニッポン		(車名及び型式) ニッポン		
			(類別)	(類別)	(類別)	(類別)	
			●●-DEF123	●●-DEF456			
			0001	0002	0001	0002	

1～51の2 (略)

52	<u>第18条の2第1項に定める基準に係るもの(構造装置・機能確認に係るものを除く。)</u>	<u>側面保護装置(単品)</u>					
----	-------------------------------------------------	-------------------	--	--	--	--	--

6.2.4.	非駆動車軸用空気ばね：有／無 Air-suspension for non-driving axle(s)：yes/no	前： Front
		後： Rear
<u>6.2.4.1.</u>	<u>非駆動車軸用の空気ばね以外のばねの有無</u> <u>Suspension of non-driving axle(s) equivalent to air-</u> <u>suspension: yes/no</u>	前： Front
		後： Rear
6.6.1.～17. (略)		
性能 (略)		
自動車の構造等 (追加項目) (略)		
備考 (略)		

第2号様式の2～第3号様式 (略)

別記様式 (特定共通構造部 (多仕様自動車) の範囲) (用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。)

特定共通構造部の名称及び型式：(例) ニッポン ABC123

	特定共通構造部 審査試験項目に 対応する保安基 準等	審査対 象	チェック欄				詳 細 説 明
			(車名及び型式) ニッポン		(車名及び型式) ニッポン		
			(類別)	(類別)	(類別)	(類別)	
			●●-DEF123	●●-DEF456			
			0001	0002	0001	0002	

1～51の2 (略)

<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>					
-------------	-------------	-------------	--	--	--	--	--

53	<u>第18条の2第4項に定める基準に係るもの</u>	<u>側面保護装置(車両)</u>					
54～64 (略)							
64の2	<u>第22条第3項及び第4項に定める基準のうち、仕切り装置に係るもの</u>	仕切り装置					
65～95 (略)							
96	<u>第33条の3第1項及び第2項に定める基準に係るもの</u>	<u>低速走行時照射灯</u>					
97～114 (略)							
115	<u>第40条の2第1項、第2項及び第3項に定める基準に係るもの</u>	<u>車両後退表示投影装置</u>					
116～135 (略)							

備考1～6 (略)

附則1 (略)

附則2 共通構造部(多仕様自動車)型式指定申請書等提出要領

第1 (略)

第2 申請書等及びその添付書面の作成

申請者及び届出者(以下「申請者等」という。)は、申請書等及びその添付書

<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>					
52～62 (略)							
62の2	<u>保安基準第22条第3項及び第4項に定める基準のうち、仕切り装置に係るもの</u>	仕切り装置					
63～93 (略)							
94	<u>第33条の3第1項及び第2項に定める基準に係るもの</u>	<u>低速走行時側方照射灯</u>					
95～112 (略)							
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>					
113～132 (略)							

備考1～6 (略)

附則1 (略)

附則2 共通構造部(多仕様自動車)型式指定申請書等提出要領

第1 (略)

第2 申請書等及びその添付書面の作成

申請者及び届出者(以下「申請者等」という。)は、申請書等及びその添付書

面を次に掲げる 2 分冊に区分して作成すること。ただし、共通構造部指定規則第 8 条第 1 項第 1 号第 2 欄中括弧書に係る変更の届出、同項第 2 号の規定による届出を行う場合であって、その変更が附則 3 「軽微な変更の取扱要領」にいう軽微な変更に該当するときは、第 1 分冊のみ作成すればよい。この場合において、保安基準の規定に適合することを証する書面に係るものであるときには、当該書面を第 1 分冊に添付するものとする。ただし、当該装置の車両への取付けに**係る**認定証により、保安基準適合性が明らかなものにあつては、当該装置単品の認定証の提出は省略することができる。

第 1 分冊	(1)～(3) (略)
第 2 分冊	(1) 申請書等の写し
	(2) 別記様式の提出書面一覧表
	(3) 別表第 2 の添付書面
	(4) 審査事務規程別表 1 に定める書面 ① 指定装置等を装着している場合であつて、協定規則に基づく認定証の写しを提出する際、当該装置の車両への取付けに <b>係る</b> 認定証の提出によって、当該装置単品の保安基準適合性が明らかなものにあつては、当該装置単品の認定証の提出は省略することができる。 ② ～③ (略)

第 3～第 4 (略)

別表第 1～別紙 3 (略)

### 附則 3 軽微な変更の取扱要領

共通構造部型式指定規則第 8 条第 1 項第 2 号第 2 欄に規定する軽微な変更とは、諸元表、外観図及び保安基準の規定に適合することを証する書面のいずれかに変更があり、保安基準に適合することが明白な場合であつて、かつ、試験を行う必要性がないものとする。また、自動車製作者等が軽微な変更該当するか判断に迷う場合にあつては、審査・リコール課に適宜申し出ることとする。

以下の別表 1 については、諸元表第 2 号様式の 1 を使用した場合の申請に係る軽微な変更該当する参考例とし、別表 2 については、諸元表第 2 号様式の 2 を使用した場合の申請に係る軽微な変更該当する参考例とする。ただし、指定装置等であつて、認定証により**保安基準**に適合することを確認する場合にあつては、以下の別表 1 又は別表 2 に記載の項目に限る。また、自動車製作者

面を次に掲げる 2 分冊に区分して作成すること。ただし、共通構造部指定規則第 8 条第 1 項第 1 号第 2 欄中括弧書に係る変更の届出、同項第 2 号の規定による届出を行う場合であつて、その変更が附則 3 「軽微な変更の取扱要領」にいう軽微な変更に該当するときは、第 1 分冊のみ作成すればよい。この場合において、保安基準の規定に適合することを証する書面に係るものであるときには、当該書面を第 1 分冊に添付するものとする。ただし、当該装置の車両への取付けに**関わる**認定証により、保安基準適合性が明らかなものにあつては、当該装置単品の認定証の提出は省略することができる。

第 1 分冊	(1)～(3) (略)
第 2 分冊	(1) 申請書等の写し
	(2) 別記様式の提出書面一覧表
	(3) 別表第 2 の添付書面
	(4) 審査事務規程別表 1 に定める書面 ① 指定装置等を装着している場合であつて、協定規則に基づく認定証の写しを提出する際、当該装置の車両への取付けに <b>関わる</b> 認定証の提出によって、当該装置単品の保安基準適合性が明らかなものにあつては、当該装置単品の認定証の提出は省略することができる。 ② ～③ (略)

第 3～第 4 (略)

別表第 1～別紙 3 (略)

### 附則 3 軽微な変更の取扱要領

共通構造部型式指定規則第 8 条第 1 項第 2 号第 2 欄に規定する軽微な変更とは、諸元表、外観図及び保安基準の規定に適合することを証する書面のいずれかに変更があり、保安基準に適合することが明白な場合であつて、かつ、試験を行う必要性がないものとする。また、自動車製作者等が軽微な変更該当するか判断に迷う場合にあつては、審査・リコール課に適宜申し出ることとする。

以下の別表 1 については、諸元表第 2 号様式の 1 を使用した場合の申請に係る軽微な変更該当する参考例とし、別表 2 については、諸元表第 2 号様式の 2 を使用した場合の申請に係る軽微な変更該当する参考例とする。ただし、指定装置等であつて、認定証により**道路運送車両の保安基準**に適合することを確認する場合にあつては、以下の別表 1 又は別表 2 に記載の項目に限る。また、

等が別表1又は別表2の指定装置等に係る項目追加希望を申し出た場合、審査・リコール課は、妥当性を検討後、追加の必要性がある場合は項目の追加をすることとする。

自動車製作者等が別表1又は別表2の指定装置等に係る項目追加希望を申し出た場合、審査・リコール課は、妥当性を検討後、追加の必要性がある場合は項目の追加をすることとする。

**別表1** 諸元表第2号様式の1を使用した場合の申請に係る軽微な変更に関する参考例

書面	項目	条 件
諸元表	輪距の変更	(略)
	タイヤの変更	(略)
	タイヤの追加	(略)
	通称名の変更	
	車台番号及び原動機の型式の打刻様式及び打刻位置の変更	
	燃料タンクの容量、位置又は形	(略)
	蓄電池の変更	(略)
	無段変速機の後退変速比の変更	(略)
	連結装置の変更	(略)
	消音器の型式の変更	(略)
外	原動機（内燃機関）の排気マニホールド形状の変更	(略)

**別表1** 諸元表第2号様式の1を使用した場合の申請に係る軽微な変更に関する参考例

書面	項目	条 件
諸元表	輪距の変更	(略)
	タイヤの変更	(略)
	タイヤの追加	(略)
	通称名の変更	
	車台番号及び原動機の型式の打刻様式及び打刻位置の変更	
	燃料タンクの容量、位置又は形	(略)
	蓄電池の変更	(略)
	無段変速機の後退変速比の変更	(略)
	連結装置の変更	(略)
	消音器の型式の変更	(略)
外	原動機（内燃機関）の排気マニホールド形状の変更	(略)

観 図	燃料タンクの形状の変更	(略)
	フェンダー形状の変更	(略)
	バンパ本体の外形の意匠又はバンパグリルの意匠の変更	(略)
	車体の意匠ラインの変更又はモールの形状の変更	(略)
	二輪車等の意匠部品の変更(フェアリングを除く。)	(略)
	荷台の煽り形状の変更、意匠リブの追加若しくは廃止又は鳥居形状の変更	
	エアスポイラーの廃止	(略)
	スペアタイヤキャリアの形状の変更	(略)
	二輪車の座席形状の変更	(略)
	ヘッドランプバイザーの追加又は廃止	(略)
二輪車の速度計カバー形状の変更又は廃止	(略)	

観 図	燃料タンクの形状の変更	(略)
	フェンダー形状の変更	(略)
	バンパ本体の外形の意匠又はバンパグリルの意匠の変更	(略)
	車体の意匠ラインの変更又はモールの形状の変更	(略)
	二輪車等の意匠部品の変更(フェアリングを除く。)	(略)
	荷台の煽り形状の変更、意匠リブの追加若しくは廃止又は鳥居形状の変更	
	エアスポイラーの廃止	(略)
	スペアタイヤキャリアの形状の変更	(略)
	二輪車の座席形状の変更	(略)
	ヘッドランプバイザーの追加又は廃止	(略)
二輪車の速度計カバー形状の変更又は廃止	(略)	

	二輪車の緩衝装置 (ボトムケースの 形状の変更に限 る。)	(略)
	燃料タンクのタン クパッド採用又は 廃止	(略)
	二輪車のフェアリ ング形状の変更	(略)
	座席間隙の変更	(略)
保安基 準の 規定 に 適 合 す る こ と を 証 す る 書 面	保安基準第 32 条か ら第 41 条の 5 ま でに規定する灯火装 置及び反射器並び に指示装置であっ て、色又は性能の 変更	(略)
	保安基準第 32 条か ら第 41 条の 5 ま でに規定する灯火装 置及び反射器並び に指示装置であっ て、生産工場又は 製作者の変更	取付部の構造が同一であり、構造及び性能が <u>基本 的に</u> 同一、かつ、指定装置等を装着する場合に限る。
	非常点滅表示灯の 個数又は性能の変 更	(略)
	警報音発生装置の 型式又は形式の変 更	(略)

	二輪車の緩衝装置 (ボトムケースの 形状の変更に限 る。)	(略)
	燃料タンクのタン クパッド採用又は 廃止	(略)
	二輪車のフェアリ ング形状の変更	(略)
	座席間隙の変更	(略)
保安基 準の 規定 に 適 合 す る こ と を 証 す る 書 面	保安基準第 32 条か ら第 41 条の 5 ま でに規定する灯火装 置及び反射器並び に指示装置であっ て、色又は性能の 変更	(略)
	保安基準第 32 条か ら第 41 条の 5 ま でに規定する灯火装 置及び反射器並び に指示装置であっ て、生産工場又は 製作者の変更	取付部の構造が同一であり、構造及び性能が <u>基本 的に</u> 同一、かつ、指定装置等を装着する場合に限る。
	非常点滅表示灯の 個数又は性能の変 更	(略)
	警報音発生装置の 型式又は形式の変 更	(略)

警音器の性能の変更	(略)
サンバイザのバニティミラー付加機能の廃止	(略)
排気管の形状の変更	(略)
車台構造を変更することなくできる排気管の曲げ形状の変更	(略)
触媒装置の取付位置又は取付角度の変更	(略)
触媒の貴金属担持量の変更	(略)
車室外後写鏡の付加機能（電動リモコン、電動格納等）の廃止	(略)
二輪車の後写鏡取付方法の変更に伴う指定装置一覧表の認可番号の変更	(略)
二輪自動車の後写鏡の変更又は追加	(略)
シート of 付加機能	(略)

警音器の性能の変更	(略)
サンバイザのバニティミラー付加機能の廃止	(略)
排気管の形状の変更	(略)
車台構造を変更することなくできる排気管の曲げ形状の変更	(略)
触媒装置の取付位置又は取付角度の変更	(略)
触媒の貴金属担持量の変更	(略)
車室外後写鏡の付加機能（電動リモコン、電動格納等）の廃止	(略)
二輪車の後写鏡取付方法の変更に伴う指定装置一覧表の認可番号の変更	(略)
二輪自動車の後写鏡の変更又は追加	(略)
シート of 付加機能	(略)

(電動スライド、電動リクライニング、電動上下アジャスタ等)の廃止	
ハンドルの最大回転数	(略)
かじ取倍力装置の形式の変更	(略)
前面ガラス以外のガラスの厚さの変更	(略)
速度計の型式の変更	(略)
運行記録計の形式又は性能の変更	(略)
非常ブレーキの減速度又は制動初速度の変更	
電波障害防止装置 (AV関連のESA装置に限る)	(略)
タイヤの構造等に変更無く、協定規則第117号第4改訂版の法規対応を行う場合	(略)
軽合金製ディスクホイール試験、内	(略)

(電動スライド、電動リクライニング、電動上下アジャスタ等)の廃止	
ハンドルの最大回転数	(略)
かじ取倍力装置の形式の変更	(略)
前面ガラス以外のガラスの厚さの変更	(略)
速度計の型式の変更	(略)
運行記録計の形式又は性能の変更	(略)
非常ブレーキの減速度又は制動初速度の変更	
電波障害防止装置 (AV関連のESA装置に限る)	(略)
タイヤの構造等に変更無く、協定規則第117号第4改訂版の法規対応を行う場合	(略)
軽合金製ディスクホイール試験、内	(略)

	装材料の難燃性試験、乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置試験、バス及びトラックの洗浄液噴射装置試験及びデフロスタ試験に影響のある仕様変更又は追加	
	非常信号用具の追加又は仕様変更	
	警告反射板の追加又は仕様変更	(略)
	停止表示器材の追加又は仕様変更	(略)
	装置指定規則第5条で定める指定を受けたものとみなす特定装置	提出済みの認定証において、当該指定装置等に <b>変更無く</b> 、以下のいずれかの事由により改訂番号の更新が行われた場合に限る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産工場等の追加による場合</li> <li>・当該指定装置等には直接適用されない他の車両カテゴリー等の基準改正による場合</li> <li>・当該申請車両以外の車両（例えば他国仕向け仕様）の変更等による場合</li> </ul>

別表2 諸元表第2号様式の2を使用した場合の申請に係る軽微な変更に関する参考例

書面	項目	条件
諸元表	輪距の変更	(略)
	タイヤの変更	(略)

	装材料の難燃性試験、乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置試験、バス及びトラックの洗浄液噴射装置試験及びデフロスタ試験に影響のある仕様変更又は追加	
	非常信号用具の追加又は仕様変更	
	警告反射板の追加又は仕様変更	(略)
	停止表示器材の追加又は仕様変更	(略)
	装置指定規則第5条で定める指定を受けたものとみなす特定装置	提出済みの認定証において、当該指定装置等に <b>変更無く</b> 、以下のいずれかの事由により改訂番号の更新が行われた場合に限る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産工場等の追加による場合</li> <li>・当該指定装置等には直接適用されない他の車両カテゴリー等の基準改正による場合</li> <li>・当該申請車両以外の車両（例えば他国仕向け仕様）の変更等による場合</li> </ul>

別表2 諸元表第2号様式の2を使用した場合の申請に係る軽微な変更に関する参考例

書面	項目	条件
諸元表	輪距の変更	(略)
	タイヤの変更	(略)

タイヤの追加	(略)
通称名の変更	
車台番号及び原動機の型式の打刻様式及び打刻位置の変更	
燃料タンクの容量、位置又は形状の変更	(略)
蓄電池の変更	(略)
無段変速機の後退変速比の変更	(略)
推進軸の寸法の変更	(略)
減速機の歯車形式の変更	
差動機の歯車の形式、数又は差動制限装置形式の変更	
タイヤ空気圧の変更	(略)
かじ取角度の変更	(略)
制動装置のライニング若しくはパッドの寸法若しくは面積又はマスタ・シリンダの内径の変更	(略)
制動装置のパッドの厚さの変更	

タイヤの追加	(略)
通称名の変更	
車台番号及び原動機の型式の打刻様式及び打刻位置の変更	
燃料タンクの容量、位置又は形状の変更	(略)
蓄電池の変更	(略)
無段変速機の後退変速比の変更	(略)
推進軸の寸法の変更	(略)
減速機の歯車形式の変更	
差動機の歯車の形式、数又は差動制限装置形式の変更	
タイヤ空気圧の変更	(略)
かじ取角度の変更	(略)
制動装置のライニング若しくはパッドの寸法若しくは面積又はマスタ・シリンダの内径の変更	(略)
制動装置のパッドの厚さの変更	

制動倍力装置の倍率の変更	(略)
空気圧縮機等の圧力調整器形式の変更	
空気圧縮機等のタンク位置の変更	(略)
制動警報装置の性能の変更	(略)
補助ブレーキ形式の変更	(略)
主ばね又は補助ばねの寸法の変更	(略)
巻込防止装置の形式の変更	(略)
連結装置の変更	(略)
エアバッグの容量及びインフレーター出力の変更	(略)
頭部後傾抑止装置の数の変更	(略)
前面ガラス以外のガラスの着色仕様の変更	(略)
ガラス仕様の引き当て変更	(略)
消音器の型式の変更	(略)
排出ガス発散防止装置の警報装置の検出部の個数又は位置の変更	

制動倍力装置の倍率の変更	(略)
空気圧縮機等の圧力調整器形式の変更	
空気圧縮機等のタンク位置の変更	(略)
制動警報装置の性能の変更	(略)
補助ブレーキ形式の変更	(略)
主ばね又は補助ばねの寸法の変更	(略)
巻込防止装置の形式の変更	(略)
連結装置の変更	(略)
エアバッグの容量及びインフレーター出力の変更	(略)
頭部後傾抑止装置の数の変更	(略)
前面ガラス以外のガラスの着色仕様の変更	(略)
ガラス仕様の引き当て変更	(略)
消音器の型式の変更	(略)
排出ガス発散防止装置の警報装置の検出部の個数又は位置の変更	

保安基準第32条から第41条の5までに規定する灯火装置及び反射器並びに指示装置であつて、色又は性能の変更	(略)
保安基準第32条から第41条の5までに規定する灯火装置及び反射器並びに指示装置であつて、生産工場又は製作者の変更	取付部の構造が同一であり、構造及び性能が <u>基本的に同一</u> 、かつ、指定装置等を装着する場合に限る。
駐車灯等の任意装着灯火の個数、色又は性能の変更	(略)
方向指示器のフラッシャー形式の変更	
非常点滅表示灯の個数又は性能の変更	(略)
警報音発生装置の型式又は形式の変更	(略)
警音器の性能の変更	(略)
直前障害物確認鏡又は直左障害物確認鏡の寸法又は曲率半径の変更	(略)
消火器の形式又は性能の変更	
内圧容器の材質の変更	

保安基準第32条から第41条の5までに規定する灯火装置及び反射器並びに指示装置であつて、色又は性能の変更	(略)
保安基準第32条から第41条の5までに規定する灯火装置及び反射器並びに指示装置であつて、生産工場又は製作者の変更	取付部の構造が同一であり、構造及び性能が <u>基本同一</u> 、かつ、指定装置等を装着する場合に限る。
駐車灯等の任意装着灯火の個数、色又は性能の変更	(略)
方向指示器のフラッシャー形式の変更	
非常点滅表示灯の個数又は性能の変更	(略)
警報音発生装置の型式又は形式の変更	(略)
警音器の性能の変更	(略)
直前障害物確認鏡又は直左障害物確認鏡の寸法又は曲率半径の変更	(略)
消火器の形式又は性能の変更	
内圧容器の材質の変更	

	最小回転半径の変更	(略)
	前照灯照射方向調整装置の変更	
外 観 図	原動機（内燃機関）の排気マニホールド形状の変更	(略)
	燃料タンクの形状の変更	(略)
	フェンダー形状の変更	(略)
	バンパ本体の外形の意匠又はバンパグリルの意匠の変更	(略)
	車体の意匠ラインの変更又はモールの形状の変更	(略)
	二輪車等の意匠部品の変更(フェアリングを除く。)	(略)
	荷台の煽り形状の変更、意匠リブの追加若しくは廃止又は鳥居形状の変更	
	エアスポイラーの廃止	(略)
	スペアタイヤキャリアの形状の変更	(略)
	二輪車の座席形状の変更	(略)
ヘッドランプバイザーの追加又は廃止	(略)	
二輪車の速度計カバー	(略)	

	最小回転半径の変更	(略)
	前照灯照射方向調整装置の変更	
外 観 図	原動機（内燃機関）の排気マニホールド形状の変更	(略)
	燃料タンクの形状の変更	(略)
	フェンダー形状の変更	(略)
	バンパ本体の外形の意匠又はバンパグリルの意匠の変更	(略)
	車体の意匠ラインの変更又はモールの形状の変更	(略)
	二輪車等の意匠部品の変更(フェアリングを除く。)	(略)
	荷台の煽り形状の変更、意匠リブの追加若しくは廃止又は鳥居形状の変更	
	エアスポイラーの廃止	(略)
	スペアタイヤキャリアの形状の変更	(略)
	二輪車の座席形状の変更	(略)
ヘッドランプバイザーの追加又は廃止	(略)	
二輪車の速度計カバー	(略)	

	形状の変更又は廃止			形状の変更又は廃止	
	二輪車の緩衝装置（ボトムケースの形状の変更に限る。）	(略)		二輪車の緩衝装置（ボトムケースの形状の変更に限る。）	(略)
	燃料タンクのタンクパッド採用又は廃止。	(略)		燃料タンクのタンクパッド採用又は廃止。	(略)
	二輪車のフェアリング形状の変更	(略)		二輪車のフェアリング形状の変更	(略)
	座席間隙の変更	(略)		座席間隙の変更	(略)
保安基準の規定に適合することを証する書類	燃料配管の経路の変更	(略)	保安基準の規定に適合することを証する書類	燃料配管の経路の変更	(略)
	燃料配管のクランプ位置の変更	(略)		燃料配管のクランプ位置の変更	(略)
	シフトノブの形状の変更	(略)		シフトノブの形状の変更	(略)
	空調装置（デフロスタ）の操作方式（レバー式、ボタン式、ダイヤル式等）の変更又はコントロールパネルの意匠の変更	(略)		空調装置（デフロスタ）の操作方式（レバー式、ボタン式、ダイヤル式等）の変更又はコントロールパネルの意匠の変更	(略)
	アクセルペダルの変更	(略)		アクセルペダルの変更	(略)
	動力伝達装置用オイルクーラーの変更又は廃止	(略)		動力伝達装置用オイルクーラーの変更又は廃止	(略)
	推進軸の継手形状の変更	(略)		推進軸の継手形状の変更	(略)
	ドライブシャフトのダ	(略)		ドライブシャフトのダ	(略)

イナミックダンパの形状変更又は廃止		イナミックダンパの形状変更又は廃止	
かじ取装置のギヤボックス形状の変更	(略)	かじ取装置のギヤボックス形状の変更	(略)
パワーステアリング用オイルクーラーの変更又は廃止	(略)	パワーステアリング用オイルクーラーの変更又は廃止	(略)
ブレーキ配管の変更	(略)	ブレーキ配管の変更	(略)
プロポーショニング装置の位置の変更	(略)	プロポーショニング装置の位置の変更	(略)
スタビライザ形状の変更	(略)	スタビライザ形状の変更	(略)
ラテラルリンク形状の変更	(略)	ラテラルリンク形状の変更	(略)
フレームのクロスメンバの追加又は形状の変更	(略)	フレームのクロスメンバの追加又は形状の変更	(略)
サンバイザのバニティミラー付加機能の廃止	(略)	サンバイザのバニティミラー付加機能の廃止	(略)
原動機冷却配管のエア抜きプラグの廃止、オイルフィルタの形状の変更、オルタネータ冷却ダクトの形状の変更	(略)	原動機冷却配管のエア抜きプラグの廃止、オイルフィルタの形状の変更、オルタネータ冷却ダクトの形状の変更	(略)
排気管の形状の変更	(略)	排気管の形状の変更	(略)
車台構造を変更することなくできる排気管の曲げ形状の変更	(略)	車台構造を変更することなくできる排気管の曲げ形状の変更	(略)
触媒装置の取付位置又は取付角度の変更	(略)	触媒装置の取付位置又は取付角度の変更	(略)
触媒の貴金属担持量の変更	(略)	触媒の貴金属担持量の変更	(略)

車室外後写鏡の付加機能（電動リモコン、電動格納等）の廃止	(略)	車室外後写鏡の付加機能（電動リモコン、電動格納等）の廃止	(略)
二輪車の後写鏡取付方法の変更に伴う指定装置一覧表の認可番号の変更	(略)	二輪車の後写鏡取付方法の変更に伴う指定装置一覧表の認可番号の変更	(略)
二輪自動車の後写鏡の変更又は追加	(略)	二輪自動車の後写鏡の変更又は追加	(略)
シートの付加機能（電動スライド、電動リクライニング、電動上下アジャスタ等）の廃止	(略)	シートの付加機能（電動スライド、電動リクライニング、電動上下アジャスタ等）の廃止	(略)
オイルパンの形状変更	(略)	オイルパンの形状変更	(略)
シャシ全体図の変更	(略)	シャシ全体図の変更	(略)
タイヤのリムの変更	(略)	タイヤのリムの変更	(略)
冷却装置の変更	(略)	冷却装置の変更	(略)
ハンドルの最大回転数	(略)	ハンドルの最大回転数	(略)
かじ取倍力装置の形式の変更	(略)	かじ取倍力装置の形式の変更	(略)
スタビライザ形式の変更	(略)	スタビライザ形式の変更	(略)
前面ガラス以外のガラスの厚さの変更	(略)	前面ガラス以外のガラスの厚さの変更	(略)
速度計の型式の変更	(略)	速度計の型式の変更	(略)

運行記録計の形式又は性能の変更	(略)
非常ブレーキの減速度又は制動初速度の変更	
電波障害防止装置 (AV関連のESA装置に限る)	(略)
タイヤの構造等に変更無く、協定規則第117号第4改訂版の法規対応を行う場合	(略)
軽合金製ディスクホイール試験、内装材料の難燃性試験、乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置試験、バス及びトラックの洗浄液噴射装置試験及びデフロスタ試験に影響のある仕様変更又は追加	(略)
非常信号用具の追加又は仕様変更	
警告反射板の追加又は仕様変更	(略)
停止表示器材の追加又は仕様変更	(略)
装置指定規則第5条で定める指定を受けたも	提出済みの認定証において、当該指定装置等に <b>変更が無く</b> 、以下のいずれかの事由によ

運行記録計の形式又は性能の変更	(略)
非常ブレーキの減速度又は制動初速度の変更	
電波障害防止装置 (AV関連のESA装置に限る)	(略)
タイヤの構造等に変更無く、協定規則第117号第4改訂版の法規対応を行う場合	(略)
軽合金製ディスクホイール試験、内装材料の難燃性試験、乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置試験、バス及びトラックの洗浄液噴射装置試験及びデフロスタ試験に影響のある仕様変更又は追加	(略)
非常信号用具の追加又は仕様変更	
警告反射板の追加又は仕様変更	(略)
停止表示器材の追加又は仕様変更	(略)
装置指定規則第5条で定める指定を受けたも	提出済みの認定証において、当該指定装置等に <b>変更無く</b> 、以下のいずれかの事由により

のとみなす特定装置	り改訂番号の更新が行われた場合に限る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>生産工場等の追加による場合</li> <li>当該指定装置等には直接適用されない他の車両カテゴリー等の基準改正による場合</li> <li>当該申請車両以外の車両（例えば他国仕向け仕様）の変更等による場合</li> </ul>
-----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

のとみなす特定装置	改訂番号の更新が行われた場合に限る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>生産工場等の追加による場合</li> <li>当該指定装置等には直接適用されない他の車両カテゴリー等の基準改正による場合</li> <li>当該申請車両以外の車両（例えば他国仕向け仕様）の変更等による場合</li> </ul>
-----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附則4 共通構造部（多仕様自動車）の諸元表の記載要領

第1 (略)

第2 項目別記載要領

1 諸元表第1号様式記載要領 (略)

2 諸元表第2号様式の1記載要領

①構造

各項目の記載については、日本語に加えて、英語訳を併記することができる。

1. 車両構造上の一般的特徴

1.3.2. ~3.2.3.1. (略)

3.2.3.1.1. 主燃料タンクの数及びそれぞれの容量

常用使用する燃料タンクの数および容量を記載する。

容量の値は整数位までとし、小数第1位を四捨五入する。ただし、容量が10L未満のものにあつては小数第1位まで記載し、第2位を四捨五入する。

なお、気体を封入する燃料タンクにあつては、最高充填圧力をMPa単位により付記する。記載値は小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入する。常用燃料タンクが複数ある場合は、タンク毎の容量を「+」の記号を間に入れて記載する。

3.2.3.2. ~3.3.1.1.2. (略)

3.3.1.2. 作動電圧

自動車製作者の定める電動機の作動電圧を記載する。記載値は整数位までとし、小数第1位を四捨五入する。

附則4 共通構造部（多仕様自動車）の諸元表の記載要領

第1 (略)

第2 項目別記載要領

1 諸元表第1号様式記載要領 (略)

2 諸元表第2号様式の1記載要領

①構造

各項目の記載については、日本語に加えて、英語訳を併記することができる。

1. 車両構造上の一般的特徴

1.3.2. ~3.2.3.1. (略)

3.2.3.1.1. 主燃料タンクの数及びそれぞれの容量

常用使用する燃料タンクの数および容量を記載する。

容量の値は整数位までとし、小数第1位以下を四捨五入する。ただし、容量が10L未満のものにあつては小数第1位まで記載し、第2位以下を四捨五入する。

なお、気体を封入する燃料タンクにあつては、最高充填圧力をMPa単位により付記する。記載値は小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入する。常用燃料タンクが複数ある場合は、タンク毎の容量を「+」の記号を間に入れて記載する。

3.2.3.2. ~3.3.1.1.2. (略)

3.3.1.2. 作動電圧

自動車製作者の定める電動機の作動電圧を記載する。記載値は整数位までとし、小数第1位以下を四捨五入する。

3.3.2.～4.5.1. (略)

#### 4.6. 変速比

変速機のギヤ比を記載する。なお、副変速機を有する場合は副変速機のギヤ比も記載する。

記載値は小数第3位までとし、**第4位**を四捨五入する。また、無段変速機の場合には、最大と最小の変速比の範囲を記載する。

例 (略)

4.7.～17. (略)

### ②性能

1.～8. (略)

9.1.～11.

#### 12. プラグイン (CD) レンジ

##### (1) JC08 モード及びWLTC モード プラグイン (CD) レンジ

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員9人以下の乗用自動車、乗車定員10人以上の乗用自動車(車両総重量3.5トン以下のものに限る。)及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの測定方法」により保安基準第31条第2項の基準に適合した自動車にあつては、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第154号に基づいて測定したプラグイン (CD) レンジを記載(特殊自動車にあつては、省略して差し支えない。)し、走行モード又は試験速度 (km/h) を ( ) 書で次の例により付記する。走行距離の記載値は整数位までとし、小数**第1位**を四捨五入する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

例 (略)

##### (2) JH25 モード プラグイン (CD) レンジ

軽油・電気を燃料とする乗車定員10人以上の乗用自動車(車両総重量3.5トン超のものに限る。)又は車両総重量3.5トン超の貨物自動車であつて、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「重量車排出ガスの測定方法」に規定する JH25 モード法により保安基準第31条第2項の基準に適合した自動車にあつては、当該基準に定める試験方法に基づいて測定をした JH25 モード プラグイン (CD) レンジを次により記載し、走行モードを ( ) 書で次の例により付記する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

走行距離の記載値は整数位までとし、小数**第1位**を四捨五入する。

3.3.2.～4.5.1. (略)

#### 4.6. 変速比

変速機のギヤ比を記載する。なお、副変速機を有する場合は副変速機のギヤ比も記載する。

記載値は小数第3位までとし、**第4位以下**を四捨五入する。また、無段変速機の場合には、最大と最小の変速比の範囲を記載する。

例 (略)

4.7.～17. (略)

### ②性能

1.～8. (略)

9.1.～11.

#### 12. プラグイン (CD) レンジ

##### (1) JC08 モード及びWLTC モード プラグイン (CD) レンジ

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員9人以下の乗用自動車、乗車定員10人以上の乗用自動車(車両総重量3.5トン以下のものに限る。)及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車であつて、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの測定方法」により保安基準第31条第2項の基準に適合した自動車にあつては、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第154号に基づいて測定したプラグイン (CD) レンジを記載(特殊自動車にあつては、省略して差し支えない。)し、走行モード又は試験速度 (km/h) を ( ) 書で次の例により付記する。走行距離の記載値は整数位までとし、小数**第1位以下**を四捨五入する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

例 (略)

##### (2) JH25 モード プラグイン (CD) レンジ

軽油・電気を燃料とする乗車定員10人以上の乗用自動車(車両総重量3.5トン超のものに限る。)又は車両総重量3.5トン超の貨物自動車であつて、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「重量車排出ガスの測定方法」に規定する JH25 モード法により保安基準第31条第2項の基準に適合した自動車にあつては、当該基準に定める試験方法に基づいて測定をした JH25 モード プラグイン (CD) レンジを次により記載し、走行モードを ( ) 書で次の例により付記する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

走行距離の記載値は整数位までとし、小数**第1位以下**を四捨五入する。

例 (略)

13.1. ~13.2. (略)

14. 等価EVレンジ

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員9人以下の乗用自動車、乗車定員10人の乗用自動車(車両総重量3.5トン以下のものに限る。)及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車であって、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの試験方法」により保安基準第31条第2項の基準に適合した自動車にあつては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定をした等価EVレンジ又は協定規則第154号に基づいて測定をした等価EVレンジを記載(特殊自動車にあつては、省略して差し支えない。)し、走行モード又は試験速度(km/h)を( )書で次の例により付記する。走行距離の記載値は整数位までとし、小数第1位を四捨五入する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

例 (略)

15. 一充電消費電力量

(1) JC08モード及びWLTCモード 一充電消費電力量

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員9人以下の乗用自動車、乗車定員10人の乗用自動車(車両総重量3.5トン以下のものに限る。)及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車であって、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの測定方法」により保安基準第31条第2項の基準に適合した自動車にあつては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定をした一充電消費電力量又は協定規則第154号に基づいて測定をした一充電消費電力量を次により記載(特殊自動車にあつては、省略して差し支えない。)する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

(ア) 記載値は小数第2位までとし、第3位を四捨五入する。

(イ) 使用する数値は、0.01kWh/回毎とする。

(ウ) 走行モード又は試験速度(km/h)を次の例により付記する。

例 (略)

(2) (略)

16. ~18. (略)

③~④ (略)

3 諸元表第2号様式の2記載要領 (略)

例 (略)

13.1. ~13.2. (略)

14. 等価EVレンジ

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員9人以下の乗用自動車、乗車定員10人の乗用自動車(車両総重量3.5トン以下のものに限る。)及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車であって、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの試験方法」により保安基準第31条第2項の基準に適合した自動車にあつては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定をした等価EVレンジ又は協定規則第154号に基づいて測定をした等価EVレンジを記載(特殊自動車にあつては、省略して差し支えない。)し、走行モード又は試験速度(km/h)を( )書で次の例により付記する。走行距離の記載値は整数位までとし、小数第1位以下を四捨五入する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

例 (略)

15. 一充電消費電力量

(1) JC08モード及びWLTCモード 一充電消費電力量

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員9人以下の乗用自動車、乗車定員10人の乗用自動車(車両総重量3.5トン以下のものに限る。)及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車であって、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの測定方法」により保安基準第31条第2項の基準に適合した自動車にあつては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定をした一充電消費電力量又は協定規則第154号に基づいて測定をした一充電消費電力量を次により記載(特殊自動車にあつては、省略して差し支えない。)する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

(ア) 記載値は小数第2位までとし、第3位以下を四捨五入する。

(イ) 使用する数値は、0.01kWh/回毎とする。

(ウ) 走行モード又は試験速度(km/h)を次の例により付記する。

例 (略)

(2) (略)

16. ~18. (略)

③~④ (略)

3 諸元表第2号様式の2記載要領 (略)

## 1. 原動機（内燃機関）

1-1～9-1（略）

9-2 かじ取角度

記載値は、度の整数位までとし、小数第1位を四捨五入する。

なお、前2軸車又は前・後輪操舵ができる多仕様自動車にあっては、それぞれ、次の例により記載する。

例（略）

10.～25.（略）

### 26. その他（構造、装置に係る事項）

(1) 細目告示別添124の適用を受けるものについては、その旨を「有」と記載すること。

(2) 余白の欄には、下記に掲げる装置であって装着しているものを記載する。

また、装着されている装置が指定装置等にあっては、「指定装置等」と付記する。

- 例
- (1) 前照灯照射方向調節装置
  - (2) 前照灯洗浄器
  - (3) 低速走行時照射灯
  - (4)～(21)（略）

27.（略）

附則5～附則7（略）

附 則

令和8年6月4日改正（国自審第585号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、令和8年6月4日より施行する。

## 1. 原動機（内燃機関）

1-1～9-1（略）

9-2 かじ取角度

記載値は、度の整数位までとし、小数第1位以下を四捨五入する。

なお、前2軸車又は前・後輪操舵ができる多仕様自動車にあっては、それぞれ、次の例により記載する。

例（略）

10.～25.（略）

### 26. その他（構造、装置に係る事項）

(1) 細目告示別添124の適用を受けるものについては、その旨を「有」と記載すること。

(2) 余白の欄には、下記に掲げる装置であって装着しているものを記載する。

また、装着されている装置が指定装置等にあっては、「指定装置等」と付記する。

- 例
- (1) 前照灯照射方向調節装置
  - (2) 前照灯洗浄器
  - (3) 低速走行時側方照射灯
  - (4)～(21)（略）

27.（略）

附則5～附則7（略）

（新設）